

証券コード：8894
2021年10月11日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号
株式会社 REVOLUTION
代表取締役社長 岡 本 貴 文

B種種類株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社B種種類株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本種類株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2021年10月26日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月27日（水曜日）午前10時15分
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間

3. 目的事項

【B種種類株主様による種類株主総会】

決 議 事 項 議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

以 上

-
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応としてアルコール消毒及びマスク着用のご協力をお願いいたします。
 - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 以下については当社ウェブサイト（<https://revolution.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ・株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合
 - ・株主総会の運営に大きな変更が生じた場合
 - ・本株主総会に係る決議通知（郵送による通知はございませんのでご了承ください。）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、2020年9月16日に開催した臨時株主総会において、機動的な資本政策に備えることを目的としてB種種類株式を発行できるよう定款変更を行い、同年10月30日に、B種種類株式600株を発行いたしました。B種種類株式は、新株予約権と異なり発行当初から払込金額による資金調達ができる点、及び社債等と異なり払込金額を負債として計上する必要がないため資本の増強を通じて当社の財務状況の改善に資するという点において、当社にメリットがある資金調達手段です。

そこで、当社は、新たな資金調達の選択肢として、今後さらに複数回に渡って機動的にB種種類株式の発行が可能となるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、現時点では、B種種類株式の発行のために必要となる定款変更のみを実施するものであり、当社は、B種種類株式を発行することを決定したのではなく、具体的な発行の時期や割当先・発行条件について決定した事実はありません。

また、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本種類株主総会によるご承認に加えて、臨時株主総会、普通株主様及びA種種類株主様による各種類株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案																
<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1,197,332,676株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">1,197,332,676株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td style="text-align: right;">4,650,000株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td style="text-align: right;">2,500株</td> </tr> </table>	普通株式	1,197,332,676株	A種種類株式	4,650,000株	B種種類株式	2,500株	<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1,197,332,676株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。<u>ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。</u></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">1,197,332,676株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td style="text-align: right;">4,650,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回B種種類株式</td> <td style="text-align: right;">2,500株</td> </tr> <tr> <td>第2回B種種類株式</td> <td style="text-align: right;">2,500株</td> </tr> <tr> <td>第3回B種種類株式</td> <td style="text-align: right;">2,500株</td> </tr> </table> <p><u>以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。</u></p>	普通株式	1,197,332,676株	A種種類株式	4,650,000株	第1回B種種類株式	2,500株	第2回B種種類株式	2,500株	第3回B種種類株式	2,500株
普通株式	1,197,332,676株																
A種種類株式	4,650,000株																
B種種類株式	2,500株																
普通株式	1,197,332,676株																
A種種類株式	4,650,000株																
第1回B種種類株式	2,500株																
第2回B種種類株式	2,500株																
第3回B種種類株式	2,500株																

現行定款	変更案
<p>(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)</p> <p>第10条の6 当会社は、株式の併合をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</p> <p>2. 当会社は、株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</p> <p>3. 当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、B種種類株主を有する株主（以下「B種種類株主」という。）にはB種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。</p> <p>4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p>	<p>(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)</p> <p>第10条の6 当会社は、株式の併合をするときは、普通株式、A種種類株式及び各B種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</p> <p>2. 当会社は、株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及び各B種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</p> <p>3. 当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、B種種類株主を有する株主（以下第1回ないし第3回B種種類株式を有する株主を併せて「B種種類株主」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を有する株主を意味する場合には「各B種種類株主」という。）には各B種種類株式の種類ごとに各B種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。</p> <p>4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、各B種種類株主には各B種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p>

現行定款	変更案
<p>5. 当社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、<u>B種種類株主にはB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を</u>、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>6. 当社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、<u>B種種類株主にはB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを</u>、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> <p>(配当) 第10条の9 当社は、B種種類株主及びB種種類株式の登録株式質権者（以下「<u>B種種類登録株式質権者</u>」という。）<u>に対しては、配当を行わない。</u></p>	<p>5. 当社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、<u>各B種種類株主には各B種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を</u>、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>6. 当社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、<u>各B種種類株主には各B種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを</u>、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> <p>(配当) 第10条の9 当社は、B種種類株主及びB種種類株式の登録株式質権者（以下第1回ないし第3回B種種類株式のうちの<u>いずれか一つの種類の株式の登録株式質権者を「各B種種類登録株式質権者」という。</u>）<u>に対しては、配当を行わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(種類株主総会) 第10条の11 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、<u>B種種類株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 3. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第10条の12 (1) 普通株式対価取得請求権 <u>B種種類株主</u>は、<u>B種種類株式</u>発行後いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有する<u>B種種類株式</u>の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る<u>B種種類株式</u>を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該<u>B種種類株主</u>に対して交付するものとする。</p>	<p>(種類株主総会) 第10条の11 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、<u>各B種種類株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 3. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第10条の12 (1) 普通株式対価取得請求権 <u>各B種種類株主</u>は、<u>各B種種類株式</u>発行後いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有する<u>各B種種類株式</u>の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る<u>各B種種類株式</u>を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該<u>各B種種類株主</u>に対して交付するものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(2) <u>B種種類株式</u>を取得するのと引換えに交付する普通株式の数 対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る<u>B種種類株式</u>の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、<u>B種種類株式</u>の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p> <p>(3) 当初取得価額 <u>B種種類株式</u>について会社法第199条第1項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。</p>	<p>(2) <u>各B種種類株式</u>を取得するのと引換えに交付する普通株式の数 対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る<u>各B種種類株式</u>の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、<u>各B種種類株式</u>の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p> <p>(3) 当初取得価額 <u>各B種種類株式</u>について会社法第199条第1項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。</p>

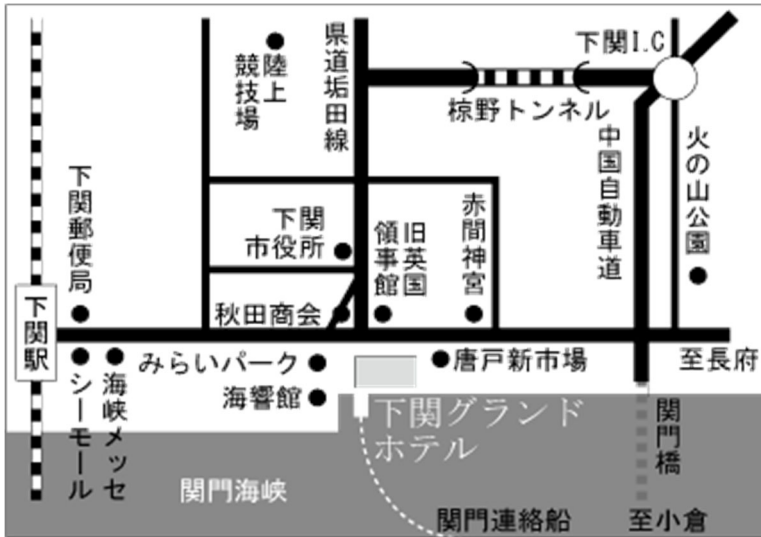
現行定款	変更案
<p>(4) 当初取得価額の修正 取得価額は、<u>B</u>種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。</p> <p>(5) 取得価額の調整 (a) 当社は、<u>B</u>種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。</p>	<p>(4) 当初取得価額の修正 取得価額は、各<u>B</u>種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。</p> <p>(5) 取得価額の調整 (a) 当社は、各<u>B</u>種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。</p>

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得請求権) 第10条の13 (1) 金銭対価取得請求権 <u>B</u>種種類株主は、<u>B</u>種種類株式発行後、 下記 (2) に定める条件が成就した場合 には、当該条件が成就した日以後いつで も、当会社に対して、下記 (3) に定め る金銭 (以下「対価金銭」という。) の 交付と引き換えに、その有する <u>B</u>種種 類株式の全部又は一部を取得すること を請求することができるものとし (以下 この請求を「金銭対価取得請求」とい う。)、当会社は、当該金銭対価取得請 求に係る <u>B</u>種種類株式を取得するのと引 換えに、金銭対価取得請求日における会 社法第461条第2項所定の分配可能額を限 度として、対価金銭を、当該 <u>B</u>種種類株 主に対して交付するものとする。但し、 分配可能額を超えて <u>B</u>種種類株主から取 得請求があった場合、取得すべき <u>B</u>種種 類株式は取得請求される株数に応じた比 例按分の方法により決定する。 (2) 金銭対価取得請求権の行使の条件 東京証券取引所における当会社の普通株 式の普通取引の終値 (同日に終値がない 場合には、その直前の終値) が下限取得 価額を下回ること。 (3) <u>B</u>種種類株式を取得するのと引換 えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係 る <u>B</u>種種類株式の数に、1,000,000円を 乗じて得られた額とする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権) 第10条の13 (1) 金銭対価取得請求権 <u>各B</u>種種類株主は、<u>各B</u>種種類株式発行 後、下記 (2) に定める条件が成就した 場合には、当該条件が成就した日以後い つでも、当会社に対して、下記 (3) に 定める金銭 (以下「対価金銭」とい う。) の交付と引き換えに、その有する <u>各B</u>種種類株式の全部又は一部を取得す ることを請求することができるものとし (以下この請求を「金銭対価取得請求」 という。)、当会社は、当該金銭対価取 得請求に係る <u>各B</u>種種類株式を取得する のと引換えに、金銭対価取得請求日にお ける会社法第461条第2項所定の分配可能 額を限度として、対価金銭を、当該 <u>各B</u> 種種類株主に対して交付するものとし る。但し、分配可能額を超えて <u>各B</u>種種 類株主から取得請求があった場合、取得 すべき <u>各B</u>種種類株式は取得請求される 株数に応じた比例按分の方法により決定 する。 (2) 金銭対価取得請求権の行使の条件 東京証券取引所における当会社の普通株 式の普通取引の終値 (同日に終値がない 場合には、その直前の終値) が下限取得 価額を下回ること。 (3) <u>各B</u>種種類株式を取得するのと引 換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係 る <u>各B</u>種種類株式の数に、1,000,000円 を乗じて得られた額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</p> <p>第10条の14 当社は、<u>B</u>種種類株式発行後、いつでも、<u>B</u>種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、<u>B</u>種種類株主又は<u>B</u>種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、<u>B</u>種種類株式の全部又は一部を取得することができる。<u>B</u>種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該<u>B</u>種種類株式の数に1,000,000円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する<u>B</u>種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</p> <p>第10条の14 当社は、<u>各B</u>種種類株式発行後、いつでも、<u>各B</u>種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、<u>各B</u>種種類株主又は<u>各B</u>種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、<u>各B</u>種種類株式の全部又は一部を取得することができる。<u>各B</u>種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該<u>各B</u>種種類株式の数に1,000,000円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する<u>各B</u>種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>

以上

株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル 2階 飛翔の間
新下関駅（新幹線）より車で20分
下関駅（山陽本線）より車で5分
下関I.C.より車で15分
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。